## 長野市地域公共交通会議規約(案)

(設置)

第1 道路運送法(昭和26年法律第 183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため、長野市公共交通活性化・再生協議会に長野市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を置く。

(協議事項)

- 第2 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
  - (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
  - (2) 市運営有償運送(市が専ら市の区域内において行う市民の運送をいう。)の 必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
  - (3) その他交通会議が必要と認める事項 (組織)
- 第3 交通会議は、委員18人以内で組織する。
- 2 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。
  - (1) 一般旅客自動車運送事業者
  - (2) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
  - (3) 国土交通省北陸信越運輸局の局長又はその指名する者
  - (4) 長野県知事又はその指名する者
  - (5) 住民又は公共交通機関の利用者
  - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - (7) 道路管理者又はその指名する者
  - (8) 長野県長野中央警察署長及び長野南警察署長又はその指名する者
  - (9) 学識経験者
  - (10) 市職員

(会長)

- 第4 交通会議に会長を置き、主宰者の市長が指名する市職員をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。 (会議)
- 第5 交通会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議決方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれた場合に おいて、議長がやむを得ないと認めるときは、出席委員の過半数で決定し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議は、その協議する事項について必要があると認めるときは、委員以外の 者の出席を求め、意見を聞くことができる。

- 5 交通会議は、原則として公開とする。 (庶務)
- 第6 交通会議の庶務は、長野市企画政策部交通政策課が行う。 (分科会)
- 第7 長野市地域公共交通会議に運賃協議分科会を設置し、一般乗合旅客自動車運送 事業の運賃、料金について協議、決定を行う。
- 2 分科会の決定事項は長野市地域公共交通会議に報告するものとする。 (補則)
- 第8 この規約に定めるもののほか交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

- この規約は、平成19年9月18日から施行する。 附 則
- この規約は、平成19年12月17日から施行する。 附 則
- この規約は、平成20年12月22日から施行する。 附 則
- この規約は、平成27年7月29日から施行する。 附 則
- この規約は、平成29年4月26日から施行する。 附 則
- この規約は、令和4年4月15日から施行する。 附 則
- この規約は、令和6年1月31日から施行する。